

台風襲来時の対応（改正）について

1 臨時休業について

沖縄本島中南部地域に暴風警報または特別警報が発令されたときは、臨時休業とします。

※暴風警報及び特別警報が発令されているかどうかの情報は、各自でテレビ、ラジオ等の報道や気象庁または沖縄気象台のホームページより入手してください。

2. 授業再開について

(1) 7:00 までに警報が解除され、(かつ「休校」のテロップが流れていない)、バスが運行している場合は、通常通り授業を行います。ただし早朝講座の実施につきましては、前日までに生徒へ連絡します。

(2) 10:00 までに警報が解除され、バスが運行している場合は、13:00 より3時間授業を行います。昼食は済ませてきます。

(3) 12:00 までに警報が解除され、バスが運行している場合は、13:45 より2時間授業を行います。昼食は済ませてきます。

(4) 警報解除が12:00以降の場合は、引き続き休校とします。

※台風接近時は、テレビ、ラジオ等で臨時休業等の情報を得るように各自努めてください。

3. 遅刻や欠課の取り扱いについて

原則として授業再開時間に間に合わなかった場合は遅刻、再開された授業を受けなかった場合は欠課となります。

但し、通学区域、居住地域、通学路等の状況（河川の氾濫、道路冠水、土砂崩れ、道路決壊、バスの運行、停電等）により、登校が困難である場合は、その状況の程度等を考慮して、個別に判断しその取り扱いを決定します。

4 お問い合わせ

台風襲来時、本校への休校・出校に関する問い合わせはお控えください（問い合わせが殺到し、緊急連絡等に支障をきたすため）。

想定外の事態の際は、上記によらず、身の安全を第一とした対応をお願いします。

※改正適用日：平成30年10月10日